

## <1> ワーカーズコープ（労働者協同組合）とは

企業に雇用されて働くのではなく、働く人たちが出資し合い、経営への決定権と責任を分かち合って、主体者として働く仕事おこしの協同組合

- 私たちが、20年の歩みの中で大切に貫いてきたもの一人間のもつ可能性・主体性を信頼し、その成長に最大の価値をおく
- 「労働者協同組合」から「協同労働の協同組合」への発展  
3つの協同を大切に、「働く人どうしが協同」し、「利用する人と協同」し、「地域に協同」を広げる労働
- 「協同労働の協同組合法」制定が現実的な段階に
  - ・ 雇用労働の不安定化、新たな貧困の広がり、社会的排除の進行
  - ・ 地域経済の疲弊と、地域コミュニティの崩壊
  - ・ 自治体財政の破綻と「新しい公共の創造」「市民自治の推進」の課題
 →働く人々、市民の主体的な就労創造とその社会的制度化が日本社会においても普遍的な課題として浮上する時代状況

## <2> 公共サービスをめぐる私たちの到達点

- (1) 社会の大きな変化—公共サービスの民営化の流れの中で  
公共サービスを「市場化・営利化」するのか、「市民化・社会化」するのか
- (2) 私たちの「公共」を担うにあたっての基本姿勢
  - ①利用者、市民を“お客様”ではなく、主体者に
  - ②公共サービスを地域再生、まちづくりの拠点に
  - ③地域の新たなニーズに応える仕事おこしの拠点に
  - ④働く人たちの主体性の発揮—協同労働で担う
- (3) 指定管理者制度導入の中で
  - ・ 保育園、児童館、学童クラブ、コミュニティセンター、高齢者福祉センター、障害者デイサービス、市民活動支援センター、世代間交流施設等の運営を担う機会の拡がり
  - ・ 利用者、地域の人たちを主体者にするということ、そして一緒にまちづくりを
  - ・ 公共サービスを市民自身が担い、自分たちが暮らす足元の地域を変えていく力に
- (4) 「3つの協同」と新たな経営路線「コミットメント経営」の発展  
「コミットメント経営」とは～関わる人たちの多様性を保障し、その誰もが主体者となる経営
  - \* 利用者、地域、働く人々の“当事者性”を大切にし、地域そのものの支え合う力を再生していく
  - \* いくつかの実践の紹介（別紙資料参照）

### ＜3＞ 民営化の理念・原則の鮮明化を一市民・働く者による真の公共の創造へ

多くの自治体がコスト削減とサービスの効率化を最優先の目的として「民営化」を導入している。その事業を「公共」として維持し、発展させるための政策や財政的裏付けが無いまま、新しい担い手に運営上の矛盾や財政上の負担を強いているところが本当に多い。

市場に任せるべき仕事であるのに、「公共」の名のもとにやっている仕事は、市場に任せるのが当然だと思う。しかし本来の「公共」は、市場化され得ないものであり、その中に公務員が直接担うべき領域と、公政も関与しつつ、市民・働く者が協同で担う領域がある、といことを明確にすべきである。しかも、自治体の財源に限りがあり、直営の硬直化したサービスでは広がるニーズに対応できなくなっている今、市民・働く者が担う新しい公共のあり方を行政が支援し、共に豊かにしていくことが求められている。

そして、「市民が担う」を大前提として「民営化」のあり方を問うた時に、根本的に見直しをはかるべきいくつかの問題点を明確にしたい。

- ①事業の評価、企画書の選考やプレゼンテーション等の審査にあたって、当事者である市民の参加や本当の情報公開がほとんどなされていない現状をどう変えていくのか。
- ②市場競争にさらす中で、人件費やコストの大幅な削減を強いるやり方は許されるのだろうか。自治体は、その地域で暮らす市民でもある働く人が、希望を持って働き続けられる環境を維持するための、公正労働基準とそれに対応する予算を示すべきではないか。
- ③直営時代も相当な間接費をかけていたにも関わらず、法人の経費や利益をほとんど認めない今の契約のあり方で、市民の協同の事業体が、事業を継続し、自立的に発展させることができるのだろうか。

「民営化」にあたって最も重要なことは、「自治体・市政への市民の自覚と参加を高めるものにする」とである。その過程を通じて「市民協同」を深め、市民自治の力を形成し、市民の仕事おこしに大きく道を拓く契機にしていかななくてはならない。

私たちが直面しているこうした問題について、「公共とは何か」「民営化はどうあるべきか」の根本を自治体に問い、利用者や市民に情報を開示し、公共の本来のあり方を共に考え、第2クールに向けて新しいあり方を築いていきたい。

以上

日本労協新聞は  
月3回発行  
協同労働の実践、新しい公共の創造、法制化の取り組みなど情報満載。タブロイド8頁、月3回発行。ぜひご購入を

**日本労協新聞**  
ICA・ワーカーズコープ

3/20  
(2008年)  
号 外

発行所 日本労働者協同組合連合会  
〒171-0014 東京都豊島区池袋3丁目1-2 労文社ビル6階  
☎ 03(6807)8010 FAX 03(6807)8011  
郵便番号 03(6807)8012  
毎月 5日・15日・25日発行  
定価 1部158円 年5670円(税込7110円)  
定価外 日本労働者協同組合連合会専用  
電話 03(170)8-186765  
編集人 松岡裕史

URL: http://www.roukyou.gr.jp E-mail: info@roukyou.gr.jp

# 協同労働の法律づくりへ

「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」結成

## 全党・全会派から加入100人超す

### 会長に坂口力元厚労相、各党から副会長



議員連盟発会式では、宮本みち子放送大学教授が「協同労働法制はなぜ必要か～若年ワーキングプアを増加させないために」と題して記念講演



右から、長勢甚遠幹事長、津島雄二顧問、坂口力会長、宮本みち子教授、仙谷由人会長代行、小池晃副会長、田中康夫副会長、福島豊副会長

「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」が2月20日に発足、坂口力元厚労相が会長に就任、全党全会派から副会長を選任しました。議員連盟には100人を超す議員が参加。「協同労働法制化市民会議」(会長・世森清中央労福協会)が求めていた「市民・働く者が主体者となり仕事をおこす協同組合に法人格を与え、希望と活力あふれる社会を」という願いが理解を得、実現への大きな歩みを開始しました。

市民が主体者となって働き、地域の絆を豊かにし、日本を元気に

衆議院議員第一議員会館で開いた発会式では、坂口力元厚労相大臣が「大臣の時に協同労働について質問をいただいたとき、それはよいことではないか、日本でもできるようなしもうじゅうないか、という答弁をした」と述べ、発起人を頼まれまして、お互いに出資を

**設立趣意書**

多様な働き方の制度整備により、誰でも人たるに値する生活を可能にしなければならぬ。日本においては、使用者と労働者の関係は労働基準法をはじめとする労働法令によって定められている。しかし、協同出資・協同経営によって共に働くことに対する法律は存在しない。私たちはここに議員連盟を設立し、日本においても新しい働き方が可能になるよう、法制化を含めて検討するため出資するものである。

- 議員連盟役員(坂口力事務所作)
- 顧問 津島雄二 衆議院議員(自民党)
  - 顧問 堀内光雄 衆議院議員(自民党)
  - 顧問 藤井裕久 衆議院議員(民主党)
  - 会長 坂口 力 衆議院議員(公明党)
  - 会長代行 仙谷由人 衆議院議員(民主党)
  - 幹事長 長勢甚遠 衆議院議員(自民党)
  - 副会長 森英介 衆議院議員(自民党)
  - 副会長 山田正彦 衆議院議員(民主党)
  - 副会長 阿部知子 衆議院議員(社民党)
  - 副会長 糸川正晃 衆議院議員(国民新党)
  - 副会長 福島豊 衆議院議員(公明党)
  - 副会長 小池晃 参議院議員(共産党)
  - 副会長 家西悟 参議院議員(民主党)
  - 副会長 坂本由紀子 参議院議員(自民党)
  - 副会長 田中康夫 参議院議員(新党日本)
- し、お互いに経営し、任され、仙谷由人会長から、田中康夫副会長代行、田中康夫副会長から、自立的な働き方、生き方を広げていくものとなるなど法制化の意義が語られ、長勢甚遠幹事長が「いろいろな問題が絡まるが、法律をつくる目的の集まりであり、がんばりたい」と閉会の挨拶をしました。

# 協同出資・協同経営

## 企業組合ではだめなの？

企業組合は、簡単にいうと、事業をつまぐちとして、すみやかに株式会社になりなさい、というものです。それなりの意味はありますが、協同労働とは相容れない世界です。たとえば、

△働く人の割合と組合員の割合  
企業組合では、組合員内での協同組合的運営がされたとしても、出資のみの組合員と働く組合員の比率は1対1、働く人たちのうちの組合員は3分の1でよいことになっています。原則として全員が組合の当事者(組合員)となつて、協同で事業を行なう協同労働の協同組合とは大きく違います。

△出資配当  
企業組合では、組合員内での協同組合的運営がされたとしても、出資のみの組合員と働く組合員の比率は1対1、働く人たちのうちの組合員は3分の1でよいことになっています。原則として全員が組合の当事者(組合員)となつて、協同で事業を行なう協同労働の協同組合とは大きく違います。

## 営利追求できる組織です。

企業組合は株式会社などと同じく営利を追求できる組織です。利益は、NPOや中興法人などと異なり、出資者であり事業従事者である組合員に配分することができます。対外的には、株式会社や有限会社へ組合を解散することなく変更することもできます。

企業組合は、剰余処分の際、出資配当が優先されます。しかも非課税で剰余の2割まで配当できます。協同労働の協同組合は、地域の人たちの仕事おこしなどのための積立金を最優先とし、出資配当は最後の最後になります。

△相続加入  
企業組合では組合員が死亡した場合、持分の相続が認められ、相続者が組合員とみなされます。協同組合では死亡すると脱退となります。組合員の地位を財産でみるか人を基礎とするかという根本的な違いです。

△総代会、連合会  
企業組合では、総代会も連合会も認められていません。協同労働の協同組合では総代会の必要が生じる場合があります。連合会も大きな役割を果たします。



協同組合では、農協でも生協でも、出資して組合員になりません。出資をするので、出資の額にかかわらず、1人1票というものは、ICA(国際協同組合同盟)でも定めている絶対的な原則の一つです。

「協同労働の協同組合」の出資は、営利企業の場合とは異なり、投資ではなく、組合の目的を表現するために必要な資本を共同して形成するためです。

労働センター事業団の場合、1口5万円の出資で組合員となります。実際に事業を行ううえでは、働いてからそのお金が入ってくるまで、2カ月くらいかかることから、少なくとも自分の給与の2カ月分は出資するよう積み立てていきます。

## 働くのに出資？

## 2008年2月吉日 都道府県議会議員、市町村議会議員の皆様へ

「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議  
会長 笹森 清  
日本労働者協同組合連合会  
理事長 古谷 直道  
日本労働者協同組合連合会センター事業団  
理事長 水戸 祐三

## 『協同労働の協同組合法』(仮称) 早期制定を求める意見書」採択、及び「コミュニティ事業支援条例」制定のお願い

都道府県議会議員、市町村議会議員の皆様へ  
日頃より、私ども市民会議、及び労働者協同組合に対し

するご指導・ご支援に深く感謝申し上げます。

私たちは、働く者が市民が協同で出資し、経営し、働く協同労働を旨とした新たな協同組合法及びコミュニティ事業の振興を通じて地域での就労創出を促進する「コミュニティ事業支援条例」の制定を求めて、活動を進めております。

今の法律では、「労働者」は「雇われる人」で、「雇用労働」しか想定されていませんが、「協同労働の協同組合法」は、人々が協同し、この社会の主人公として、社会的に意味のあることを責任をもって行う道と「仕事・労働」の面でも法的にひらきをもつて進めるものです。

時代の変化の中で、地域社会と労働環境の一致性は増すばかりですが、この「法律」と「条例」は、地域の市民自身による地域振興、就労創出を推進する制度として、各方面から期待が寄せられております。

すでに、G7各国では、「社会的協同組合法」(イタリ)、「生産労働者協同組合法」(フランス)等、以前から同様の法制度が整備され、その有効性が証明されております。

国会でも、坂口力元厚生労働大臣を座長として、超党派の国会議員の方々による「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)を考える議員連盟の発起人会が開かれ、埼玉県北本市議会では、この法の速やかな制定を求める「意見書」が全会一致で採択されました。

皆様のご議会におきましても、法制定を後押しする「意見書」の採択と、「コミュニティ事業支援条例」の制定をいただきますよう、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

一、「協同労働の協同組合法」(仮称)の早期制定を求める意見書の議会採択をお願い致します。

二、「コミュニティ事業支援条例」の制定をお願い致します。

「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議  
〒171-0014 東京都豊島区池袋3-1-12  
TEL03-6907-8040  
FAX03-6907-8041

## 仕事おこし・地域貢献の観点から見た法人の比較

	NPO法人	企業組合法人	生協法人	協同労働の協同組合法人(仮称)
根拠法	特定非営利活動促進法	中小企業等協同組合法	消費生活協同組合法	協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)
最低設立社員	10人以上	4人以上	発起20人、創立組合員300人	3人以上
設立の主義	認証	認可	認可	審判主義
設立目的	特定非営利活動への従事	相互扶助に基づく事業の協同化	相互扶助に基づく共同利用事業	自発的な就労機会創出
達せられる効果	社会貢献への満足感	非組合員を雇う組合員の勤労者所得保障	節約の利益の保障	働く組合員と地域の利益の促進
主たる事業	別表16分野	定款所定の事業/法第9条の十	定款所定の事業	定款所定の事業
事業・運営の性格	非経済的事業	経済的事業・営利的運営	経済的事業・非営利的運営	経済的事業・公益を含む非営利的運営
加入と出資	出資制度なし	出資を要する	出資を要する	出資を要する
働く者	NPOの被用者	全就労者の2/3まで非組合員の被用者	生協法人の被用者	働く者は組合員で組合員は働く
退社・脱退	退社は任意、被用者は要告知	通則、3ヶ月前の予告。特別、1年延長可	脱退は任意	脱退は任意
持分の払戻限度	なし	純財産/組合員数の均たる持分額	払込み出資金	払込み出資金
法人税率	収益事業、基本税率30%	営利法人であるので基本税率(30%)	軽減税率(22%)	軽減税率(22%)
出資配当	なし	出資配当は営利団体として利用配当に優先	利用分量配当に優先配当は劣後	出資配当は最劣後
条件	なし	剰余金の2割まで	配当率、年1割以下	非配分を含む制限
割戻し	なし	従事分量配当は剰余配当/課税	利用割戻し配当/非課税	従事分量配当/非課税
剰余金処分順位				公共の便途の不分割積立金を優先
出資引当金の積立	なし	その1/10、出資総額の1/2まで	その1/10、出資総額の1/2まで	その1/10、出資総額の2倍まで
社員・組合員資格	自然人	自然人・投資事業有限責任組合	自然人	働く者

協同労働法制化市民会議事務局作成

# で働く協同組合法 (仮称) = 協同労働の協同組合法

## 一目でわかる？

### どんな法律なのですか

この法律は、協同労働の協同組合、つまり「出資・経営・労働を一体化した協同労働を行う組織」に法人格を与える法律です。

### なぜこの法律が必要なのですか

今の法律では、「労働者」は「雇われる人」で「雇用労働」しか考えられていません。働く人たちが市民が、この社会の主人公として、地域に役立つ仕事を協同しておこし、責任をもつて事業を發展させようとしたとき、それにふさわしい法律はありません。

現在、出資・経営・労働を一体化した働き方をしている人たちは労働者協同組合、ワーカーズ・コレクティブ、農村女性ワーカーズ、NPO、障がい者団体などに広がり、10万人を越えているとみられています。この働き方にふさわしい法律はまだありません。

指定管理者制度に応募する場合など、法人格が必要なときは、企業組合法、NPO法人などを活用していますが、企業組合では営利団体とされ、NPOでは出資が認められず、不利な扱いをされています。しかも、双方とも雇用労働の矛盾を抱え、働く人たちが主体になりにくい仕組みです。

また、今の協同組合法をみても、農林水産業等の事業者(農地や山林等の所有者)による協同組合、消費生活協同組合など利用者の協同組合の法律はありません。生協などで働いている人も雇用労働者であり、「利用者」としての組合員になれるだけです。

ですから、このように、「協同労働」を位置づけたい新しい法律が必要なのです。

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)は協同労働の協同組合法Ⅱの制定へ向けて、議員連盟(座長・坂口力元厚生労働大臣)が本格的にスタートします。協同労働法制化市民会議(世話森清会長)が準備してきた法案概要などをあらためて特集します。

### この法律のポイント

#### ◎働く人が組合員

「出資・経営・労働」を三位一体にした働き方のための法律で、働く人が組合員です。主体者＝組合員となって働く、といった方がいいかもしれません。しかも、定款で定めれば、利用者や地域の人も組合員になれるようにしました。地域に必要な事業、公的な事業であればあるほど、働く人どうしが協同するのはもちろん、みんなが協同して取り組むことが大事になります。そこで、利用者、地域の人々や団体も組合員になれる道をひらきました。

◎雇用保険などは労働者とみなして「協同労働の協同組合」で働く人は、雇用保険法や労災保険法という労働者とみなし、組合を使用者とみなして適用します。ボランティアとして協力する人も「労災給付」が受けられるようにします。

◎不分割の積立金 この法律は、協同労働によって、人間らしい生活と働き方を実現しようとするともに、剰余が出たら、すぐに自分たちで分けてしまおうではなく、まず、他の人たちの仕事おこしなどに使う「不分割の積立金」にまわすことを定めています。

◎設立手続きは株式会社と同じ 今ある協同組合は、設立するとき、行政庁による認可が必要ですが、この組合は、株式会社と同じように、準則主義(公証人による定款の認証を受け、登記すればよい)にしています。

◎連合会が設立できる 都道府県や地方の連合会、全国連合会、事業連合会を設立することができ、仕事おこし組織への各種支援、行政機関などと協同した取り組みなど、連合会というネットワーク組織はきわめて大きな役割を果たします。

(協同労働は新しく創造しているテーマであり、試行錯誤の日々ですが、必要性はわかっています(ただけでしようか))

## 「協同労働の協同組合法」(仮称) 要綱案(大要)

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、協同労働による事業を行なう組織に法人格を与え、働く意思のある者たちやこれを支援する者による自発的な就労創出、地域貢献の活動を促進し、だれもがその働く能力を生かせる社会の実現に資することを目的とする。

#### 二 定義

1、協同労働とは、「協同で出資し、協同で経営し、協同で働く」働き方をいう。

2、協同労働による事業を行なう組織とは、「協同出資・協同経営で働く協同組合」(仮称)をいう。

#### 三 組合の基準

##### 1、次の各号とする。

- ① 組合員は任意に加入、脱退できる。
- ② 議決権及び選挙権は出資口数にかかわらず、1人1票とする。
- ③ 剰余金がある場合は、まず、就労の創出・確保等のために支出される積立金及び労災事故等に備える保険引当金等に積み立てる。
- ④ 前号の積立を行ない、剰余がある場合は、労働に対する割り戻し及び組合員が承認するその他の活動に配分し、更に剰余がある場合、出資に対する配当を行ない得るものとする。ただし、出資に対する配当の率は制限される。

2、原則として、事業に従事する者は組合員とし、組合員が事業に従事する。ただし、定款で定めを行った場合は、組合の事業を利用または支援するだけの者も組合員とすることができる。

#### 四 事業

- 組合は次の事業を行なうものとする。
- ① 社会に有用な物又はサービスを提供し、自己及び他の者のために就労の場を自発的に創出する事業
- ② 組合員及び他の就労希望者の職業能力及び協同組合に関する知識の向上を図る事業

- ③ 組合員の生活の共有に関する事業
- ④ 地域福祉、地球環境向上等、地域社会の発展に貢献する事業
- ⑤ 協同組合間協同、地域的協同を促進する事業

### 第二 組合員

#### 一 組合員資格

- 1、協同労働に従事する者は、組合員(従事組合員)とする。
- 2、次に掲げる者は、定款に従って組合員になることができる。

- ① 無償ボランティア(ボランティア組合員)
- ② 組合の提供する物又はサービスを利用するのみの者(利用組合員)
- ③ 組合の目的に賛同し出資を行なうのみの者(出資組合員)
- ④ 組合の業務に関与する集落等に基礎をおく地域団体又はその構成員

#### 二 連合会会員資格

- 連合会の会員資格は、次に掲げる者とする。
- ① 協同出資・協同経営で働く協同組合
- ② 他の法律により設立された団体その他であって、連合会の目的に賛同するもの

#### 三 組合員資格の獲得

- 出資をした後のみ、取得できる
- 四 従事組合員等の法的地位
- ① 雇用保険は、従事組合員を雇用保険法の「被保険者」、組合を「事業主」とみなして、同法を適用する。労働者災害補償保険は、組合を労働者災害補償保険法の「事業主」とみなして、同法を適用する。
- ② ボランティア組合員は、労働者災害補償保険法の「保険給付」を受けることができる。

### 第三 管理

#### 一 役員

- 1、組合は、役員として理事を2人以上、監事を1人以上置く。
- 2、理事の定数の少なくとも5分の4、監事の定数の少なくとも2分の1は、組合員でなければならず、組合員理事の過半数は従事組合員でなければならずとする。ただし、障害者の就労促進を主たる

目的として設立された組合については必要な規定を整備する。

#### 二 積立金等

1、組合は、非営利協同基金として、毎事業年度に剰余金から相当の金額を次の各号に掲げる資金に積み立てる。この積立金は非課税扱いとする。

- ① 就労創出資金
- ② 教育資金
- ③ 福祉目的資金

2、労働災害事故等に備える保険引当金を積み立てる。

3、全国連合会の会員は、剰余金から全国非営利協同基金に拠出する金額を積み立てなければならない。この基金は、公益信託基金又は一般財団法人に拠出し、法令等の定めにより管理運用する。

### 第四 設立

#### 一 設立手続

1、組合を設立するには、3名以上が発起人となり、連合会を設立するには2以上の協同出資・協同経営で働く協同組合等が発起人となり、賛同者を募って創立総会を開く。

#### 二、定款の認証

定款は公証人の認証を受けて効力を生じる。

#### 三 組合の成立

組合は、設立の登記をすることによって成立する。

### 第五 解散及び清算

#### 第六 組合の連合会

1、次の連合会を設立することができる。

- ① 都道府県又は地方ブロックの連合会
- ② 全国連合会
- ③ 事業連合会

### 第七 全国非営利基金

### 第八 登記

### 第九 監督

主管官庁である厚生労働省による組合に対する監督の体制についての規定を整備する。

### 第十 雑則

他の法律に基づいて設立された法人が望む場合、その転換手続が簡易に行なえるよう規定を整備する。

センター事業団 20周年式典  
理事長あいさつと組合員の決意 4～5面  
多恵ちゃん、とうふ工房マスコミに8面

新年号残部あり。ぜひ活用を  
(法制化署名をいただいた団体へのお礼、署名活動、市民集会などに活用を、原則無料、編集部まで)

# 日本労協新聞

ICA・ワーカーズコープ

1/15  
(2008年)

No. 795

URL: http://www.roukyou.gr.jp E-mail: info@roukyou.gr.jp

発行所 日本労働者協同組合連合会  
〒171-0014 東京都豊島区池袋3丁目  
1-2 光文社ビル6階  
☎ 03(6907)8940 FAX 03(6907)8941  
編集局 ☎ 03(6907)9042  
毎月 5日・15日・25日発行  
会費(外税) 1部158円 年5970円(送料  
710円)  
郵便振替 日本労働者協同組合連合会  
東京 (0170-8-186765)  
編集人 松沢健夫

日本労働者協同組合連合会  
理事長 古谷直道



明けましておめでとう  
ございます。  
2008年は、日本労働者協同組合連合会にとっ  
て、大躍進の端緒となる  
年「協同労働の協同組合法」  
法制化が実現する年であ  
ります。  
早急に、法制化推進の超  
党派の議員連盟を立ち上  
げ、団体賛同署名1万をや  
ります。  
そして、4月の通常国会  
において、待ちに待った法  
制化が達成されるという  
日程を想定して活動を強  
化します。

社会保障、食の安全、地  
球温暖化対策、中小企業  
の活性化、中山間地の活性化  
あるいは地域医療、貧困と  
格差、さらには平和の問題な  
ど、生活と命に関わる諸問  
題をどうするか、これを国  
に任せておいて済むとは  
誰を考えていますか。  
私たち自身、市民、働く  
者自身が、事業、運動能力

## 事実が示したノロウイルス対策—クリーンキラーA

6面

### 年要所感 「協同労働の協同組合法」が実現する年に

# 地域が子どもを育てる

## 第一歩がやっと踏み出せた



児童館の駐車場、アツアツの豚汁を友だちとおしゃべりしながら食べると寒さも吹き飛ぶ

### 福生武蔵野台児童館



### 「子どもたちと顔見知りになれば、叱ることもほめることもできますから」

### 地域の人たちと炊き出し 子どもの3割が「昼抜き」の現状知り

東京・福生市の武蔵野台児童館(館長・菊田恭子さん)では、昨年12月25日に炊き出しを行いました。指定管理で4月にワーカーズコープが運営するようになったのですが、家に帰らず児童館に寝に来る、置き引きや万引きを繰り返す、さらに、お昼を食べない子どもが3割もいる、という現実を知る中で、なんとかしたいという思いで第一歩を踏み出したのがこの炊き出しでした。しかも、地域の人たちや保護者と大きな力を合わせて...

地域懇談会で子どもたちの現状を知り、奔走してくれた武蔵野台1丁目町会の井上さん(右端)ら

おにぎり、唐揚げ、みかん差し入れも「おいしい!」「あつあつ!」「おにぎりのもいい!」「おにぎりのもいい!」午後3時、子どもたちの元気な声が、寒空の下、児童館の駐車場にあふれました。集まったのは保護者、地域の方々も含めて140人近く。用意されたのは250食分の豚汁など。お米5キロ分のおにぎり、唐揚げ180個、ゆで卵100個は武蔵野台1丁目町会から。おにぎりを一口に運びます。ドックホールでお腹をすかせていたせい、おかわりする子どもも多く、5杯も食べた子も。「スキーン!」「こぼさないようにね」「おにぎりのもあまるよ」声をかけるスタッフたちは笑顔で子どもたちを見守っています。スタッフが「この子どもたちに食べさせたい」と、気にかけていた中学生たちのうち2人も、終わり頃になってきました。なんで来ないのかと残念がっていただけに、スタッフ全員が活気づきました。

この中学生に肩を叩かれ、ごちそうさまの一言をもらったスタッフの杉本美知子さんは、朝から立ちっぱなしに準備してきた疲れも吹き飛んだと嬉しそうに話します。

地域で叱ったり、心配したりできる町会の井上さんをはじめ役員の方々も、おいしそうにはおぼろげな子どもたちの姿を見ながら「こころしやうとまね」ちと顔見知りになれば、叱ることもほめることもできるし、心配できるし、ほめることもできます。声をかけます。(2面につづく)



朝から準備で大わらわだったスタッフの清水藤江さん(左)と杉本美知子さんも、工作室の窓から子どもたちのうれしそうなうめ、顔がほころびます

# 目白台総合センターの取り組み (上) 多世代交流で利用者が変わった



子どもも高齢者も「目白台仲間」

東京市入る、目白台

06年4月、ワーカーズコープが指定管理者として東京文京区の目白台総合センターを運営することになりました。それまでは児童館、育成室、一時保育所と高齢者施設「寿会館」がある区直営の複合施設でしたが、区の多世代交流構想で「寿会館」が「交流館」に生まれ変わり、それぞれの機能を果たしながら高齢者と子どもたち、地域の方たちが交流する機能が新しく加わりました。しかし、この機能は単に多世代の利用者が交流すればうまくいくというものではありません。利用者や地域の方たちが主体になる取り組み方に発展させることが問われました。ワーカーズコープは、これを利用者や地域の方で構成する「実行委員会」という形で実現し始めました。(本紙 川地)

## 「実行委員会」が地域の課題も

### 「なんで交流？」で始まった

事前説明会で「ワーカーズコープが運営することになった」と伝えると、利用者、地域の方から「今までのやり方でいいのに。なんで交流するのか」「風呂も閉鎖したのは何故だ」「あんたたちはいったい何者？」「民営化するって質が落ちるのでしょ」と強い反発を受けました。

▼実行委員会 ▲高齢者クラブ、乳幼児保護者の代表と民生委員など12人と交流館と児童館などのスタッフで構成。時には卒室OBや包括支援センターの人も参加。現在は月1回の会議を開いています。任期は1年。

### 地域の課題にも取り組み

初めはきこえない雰囲気だった実行委員会でしたが、つぎは「全員が発言する」と、自由に話せる機会を大切にすべく、それぞれの部署で話し合ってきたことの報告だけでなく、不審者情報が出ていた。子どもの帰りに気をつけたいといけぬ」とか「お祭りのチラシをみんなで配ろう」との意見や「閉

### 総括と次の課題を整理

#### 地域も参加。「祭り」600人に

11月17日、目白台総合センターで「交流館まつり」(1階)と乳幼児施設の「第2祭り」(2階)が同時に開かれ、子どもたちや保護者、高齢者や地域の方たちなど600人を超える人たちの参加で賑わいました。

お昼は、高齢者クラブの人たちのパジャマちゃんレストランが作った本格的なカレー



(上)親子広場 (下)パジャマちゃんレストラン

り紙や大きなカルタ遊び、輪投げなど楽しい仕掛けが盛りだくさんでした。

今回は、実行委員会が地域にチラシを撒き、高年齢の方を呼ぶための、ひきこもりのお年寄りも、お祭りに足を運んでくれるように、近況を話し合う高齢者の隣ではお母さんが子育て相談をしていました。

「お祭りを誘い、新しい人もたくさん参加してくれました。」「今日は友達連れてきたよ。みんな親切だね、と言って喜んでくれた」とスタッフの方をかける高年齢の方の言葉が、スタッフの額を暖かました。

### 意見がどんどん出る

12月6日、裏方を務めた実行委員会で「交流館まつり」と「第2祭り」の総括が行われました。

約10人の実行委員がくちくちに感想を出しました。「すこし人気がなかったが、安全対策をもっときちん

んとする必要がある。最近では地域でも不審者情報が多いので。」「行事は、あちこちでやってほしいもあつたが、すこし散漫になつた。お祭りの内容をみんなに喜ばれた。」「輪投げの景品を買ってきかなくて、子どもが可愛そうだった。」「折り紙の練習紙は自分で買った。」「それ、みなさんがお金を出して買ったんでしょ。言ってくたささい。考えますから。」「でも、お祭りは10万

の事業を成功させてきました。この取り組みを区に伝えて、07年度はすこし予算を増やそうとできました。11月の実行委員会で、労働新聞掲載の永戸理事長の「コミットメント経営」を読ま合

ないところに来る意味が無い」と厳しい指摘もありましたが、周辺は坂が多いので、ここが便利だ。だから協力したい」「乳幼児から高齢者までの交流館になり、年代が違えば考え方も違う。多世代の意見を聞き、ここで交流したことを地域の人たちに伝えよう。そして地域に力になる」との意見も出ました。

「名前が交流館に変わったけど、もっと何をやっているのか外へ誘ったら、初めてだけ面白かったと言っていたのがうれい。」「お父さんがたくさん来てくれたのがいい。」「こんなに子どもがいれば施設はない。心が豊かになる。」「これから考えなければいけない課題も出てきました。」「カレールーはおいし

たようです。」「もっと節約して本当に必要なことに使わないといけない。中高生の居場所の充実などに使えないのか」という意見も出され、ひきこもり高齢者を外に出す運動、父母会とも連携して学童から卒室する4年生以上の子ども

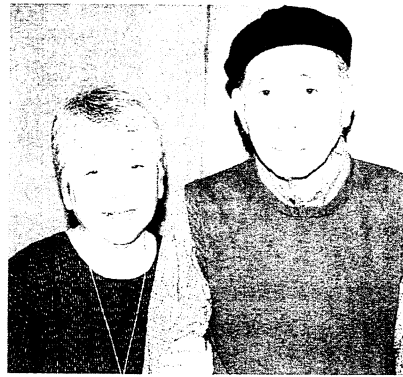


シニア社会委員会結成総会で挨拶

※協同総合研究所発行「協同の発見」(新年号)に上田さんの報告が掲載されます。

# 高齢化進む団地の中で「認知症」の当事者と家族を支えたい

## 横山茂さん(81歳)孝子さん(74歳)



1945年19歳で招集、満州へ。4年3カ月のシベリア抑留を経て、帰国後「わらび座」を創設、座長に。その後、神奈川県藤野町で薬局開業。72歳でアルツハイマー発病。病気がつときあいながら各地でコンサートを開いてきた。

### お客さんの前だと声が出る

前売り券(1000円)は、いち早く完売しました。横山さんに会いたく、秋田や鎌倉などから駆けつける人たちもいて100席用意した会場は「立ち見でないから」という方もいて、いっぱい。

「日に日に認知症が進んでいます。ここ数日も病気が進んできたように思います。今は会話にはならないし、字も読めません。ですから、コンサートでは、満場の拍手を迎えら

れ、壇の下にいた茂さんが息子さんに支えられて登場しました。舞台上がらと茂さんは横を直し、スーツのボタンをいじって助けを求めようと首を回しました。息子さんがゆっくりと手を添えました。

「何曲か歌ったあと、認知症の茂さんを支える孝子さんの話や介護についてみんな語り合っ

## 奇跡の歌手がつなぐ介護の輪

10月6日、ワーカースコープが指定管理者として運営する東京・東久留米市の南部地域センターで「奇跡の歌手がつなぐ介護の輪」という集いが開かれました。73歳で「認知症」と診断された横山茂さん(81)と、妻の孝子さん(74)を迎え、介護する人もされる人も、元気にしようという初めての企画。認知症への理解を深め、「介護の輪」をつくらうと紙田や鎌倉へも駆けつけ、113人が集いました。

企画したワーカースコープの思い  
「自分の部屋がわからない」…  
身近に相談できる場所と人を

### 東久留米・南部地域センターで「集い」

南部地域センターは高齢化率の高い団地の中にあります。最近では認知症と思われる高齢者が「カギを忘れた」「自分の部屋がわからない」と窓口へ来ることも多くなりました。団地の建て替えて近所づきあいが希薄になり、孤立している高齢者も多いという現実があります。

しかし、介護者、当



孝子さんの支えて一生懸命歌う茂さんに会場は大きな拍手

「自分の部屋がわからない」…と、孝子さんが細い声で声を出しました。ときどき声は切れま

死んでいく、重苦しい空気の中で、上官に「なんとか明るくしたいから、お前歌え」と促されて茂さんが歌った「ビュービュー」。

「何故だか夫のまわりには人が集まるので、孝子さんが、ピアノの安達元彦さん、アコ

「歌はみんなて歌えばいいです。医師からは「もう無理でしょう」と言われて、02年に町田で「ラストコンサート」を開きました。

「歌はみんなて歌えばいいです。医師からは「もう無理でしょう」と言われて、02年に町田で「ラストコンサート」を開きました。

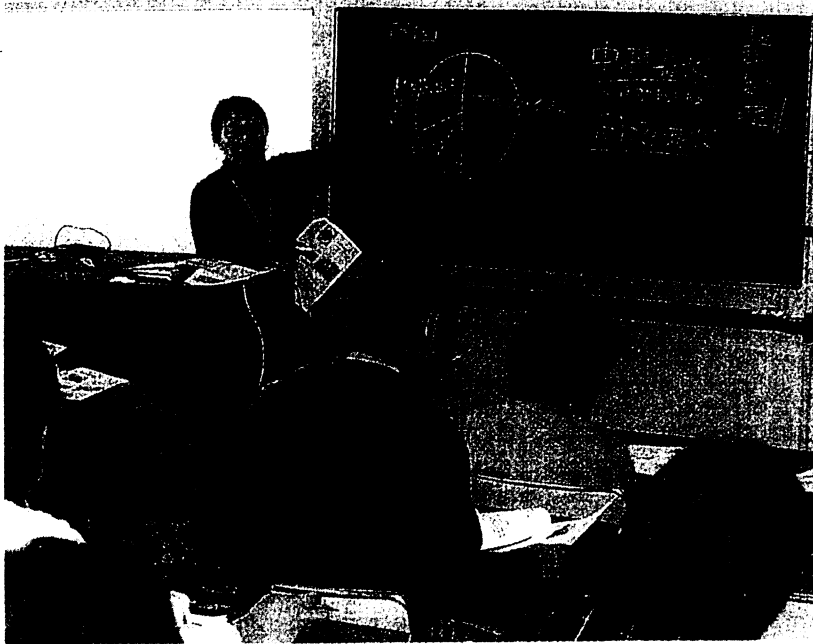


# 札幌・手稲老人福祉センター あり方見直しへ

## 介護予防普及の拠点に

老人福祉センターのあり方を介護予防の観点から見直そうと、札幌市手稲老人福祉センターが昨年十月に「介護予防研究会」を設け、検討を重ねてきた。高齢者の自主性を引き出す活動や、市民の力を活用した介護予防の普及など、成果や提言を近く報告書にまとめる。

(城居将樹)



札幌市手稲老人福祉センターが開いている「介護予防サポーター養成講座」

### 「出前講座、積極的に開催

「認知症は何も分からない人ではなく、分からなくなることに不安を感じている人です」。四日に同センターで開かれた「介護予防サポーター養成講座」。同委員会と並行し、老人福祉センターの新しい役割を模索しようと昨年十月に始まった。三月、九回のプログラムで、現在は二期目。運動や食事、認知症などについて学ぶ。同市手稲区の主婦岸田洋子さん(笑)は「勉強したことを友人に伝えたい」と意欲的だ。

同センターは一九九一年に札幌市が設置し、昨年四月からNPO法人ワーカーズコープ(東京)が指定管理者として運営。パソコンやヨガなどの講座やサークル活動が中心だ。今回は厚生労働省の補助を受け、北大生涯学習計画研究部の木村純教授を委員長に、福祉、行政関係者や住民による委員会を発足させた。

### 委員会が報告書 利用者の自主的運営促す

同センターは、昨年十二月に利用者や市民にアンケートを実施。その結果、「センター利用者の地域の偏り」や「社会貢献に結びつく活動も必要」「情報発信が弱い」などの課題が浮かび上がった。アンケート結果などを基に、「センターの職員の意識も、利用者にもニューを提供する立場から、利用者を持つ力を引き出す立場への変革が必要」と分析。利用者の主体的な活動を促すため、利用者自身がセンターを使う際のルールを決める懇談会を始めた。一方、介護予防講座の終了者には、活動を継続するための自主サークル結成を呼びかけた。当初はスタッフも活動のアイデアを出したが、今では自分たちで企画を決めるなど、自主的な運営が軌道に乗ってきた。

一方、センターの活動や介護予防のノウハウなどの情報発信についても検討。同センターの講座やサークルなどはほぼ満員で、新たな受け入れは限られる。手稲区内にセンターは一カ所、住所によっては利用しにくい住民もいる。このため、地域の会館や高齢者マンションの集会所などに出かけて介護予防講座を開くなど、センターの外に積極的に出向き、利用者の幅を広げたい考えだ。

社会的な貢献は、介護予防サポーター養成講座のように、介護予防に対する住民の意識を高め、地域づくりにつなげるのが狙いだ。同講座で、介護が必要になる恐れが高い「特定高齢者」を調べるチェックリストを二十人の受講生に配ったところ、該当する可能性

指定管理

老人福祉センター 老人福祉法に基づき施設。高齢者の健康増進や教養の向上、レクリエーションなどに活用される。全国に約2300カ所、道内には札幌の10カ所を含め89カ所ある。

# 夕張 この1年の挑戦

## 夕張での取り組み

- ・06年12月16、17日 労協連菅野正純理事長(当時)らが現地予備調査。
- ・1月16、17日 9名で第1次調査。道、市、市職労、JA、観光協会など訪問。
- ・2月6日 夕張市立総合病院で村上医師と。前回おいてきた資料を読まれ、「あまりにも良いことばかり。あやしい組織かと疑ったが、本物なんですわね」。
- ・3月20日 「村上医師を囲む市民懇談会」。センター田中羊子専務が市民の方々に「地域福祉事業所と一緒に」と提案。
- ・6月9日 「仕事おこし・まちづくり北海道連続シンポ」の締めくくり、夕張シンポ開催。村上医師、旭山動物園坂東元副園長、前我孫子市長福嶋浩彦氏らでパネル討論、映画、保育園、特別養護老人ホーム関係者らがリレートーク。羽柴副市長があいさつ。126人参加。
- ・7月 ゆうばり市民再生会議運営委員に吉田所長。
- ・8月2日 夕張地域福祉事業所「みな乃屋」開設。
- ・9月16日 2級ヘルパー講座開講(11月23日修了式)。

「高齢者が集まるというところが必要」という須藤さん(左から2人目)の話を聞く吉田所長



自治体財政破綻という夕張で労働者協同組合・ワーカースコープが役割を果たせないので、困難な地域でこそ果たすべき任務があるのではないかと。どんなに困難でも、挑戦し、一歩を踏み出すことからし始められないのでは。そんな思いで日本労働連が夕張に調査団を派遣してはじめてから1年。8月には夕張地域福祉事業所「みな乃屋」(所長・吉田裕)を開設。全国の仲間に応えられながら、「夕張のようなまちになりたい」...という叫びを込めて、着実な歩みが始まっています。

## 地域福祉事業所「みな乃屋」開設 吉田裕所長じわり...地域に染みこむ

夕張地域福祉事業所 吉田さんがこの地域再生最前線現場に居間には、20人くらいの高齢の方が三々五々集まり、種々物やおしゃべりをして、楽しく過ごしています。一人暮らしの方が多く、ここがなければ家に閉じこもり、誰とも口をきくこともなく過ごすだけの生活です。

「若い人が来てくれ、まの目のためにやってくれるというんだから応援したい」とも若いとはいえない吉田さんをさして「そういって、協同労働法で最初に、協同労働法制化賛同署名をしてきました。」

「事業団に入ってから22年。96年に北海道労働に出向し、高齢者生協設立、障害者の作業所立ち上げ等に関わ

り、北海道労働の組織的基盤もできた。これからの自分の役割を考えたとき、自分にまわりの関わる絶対のチャンス」ととらえなおしたのでした。

夕張では、6月の仕事おこしシンポ成功のために町中を回り、行政や様々な団体の人たちとつながりました。

7月には公募された「ゆうばり市民再生会議」の運営委員になり、地域再生のキーパーンと吉田さん、三島さん



修了証をかかえて記念撮影。前列左が吉田所長、後列右はセンター事業団北海道大場本部長



みな乃屋

「ただけではなく、地域に住む一人ひとりの暮らしの中の課題を見つけていくことが大事だと考え、シンポで知り合った人たちをつれて、高齢者が集まる場所に赴き、事務所をおいた清水沢周辺では市民

が活動している所をほとんど訪ねるよまにしました。

市民再生会議のゆうばりファンタのように報道でも取り上げられている団体もあります。そして、住民の昔ながらの仲間や趣味の集まりなどとはあまりつながっていないように感じています。

最初は、怪訝な感じで見られました。まだ夕張市立総合病院だった2月、村上医師と労協連菅野正純理事長(当時)らが懇話した際も「資料には、あまりにも良いことばかり書いてあるの

で、あやしい組織かと疑った」と話されていましたが、吉田さんがシンポに誘ったワバリコサクラの会の水尾さんをもよそでした。

事務所に来ていたいたときに労働について話そうとしたら、その際に賛同署名ももらえました。



講演する村上医師

11月23日「ゆうばりはまなす会館」で、2級ヘルパー講座の修了式が行われました。市が主催する無料講座がなくなった夕張で、受講料4万8000円を払って12名の参加がありました。修了式1部は夕張希

## 高齢者の自立生活支えたい 2級ヘルパー講座修了式 懇談会で受講生の夢語る

望の杜・村上智彦理事長の講演「高齢者の生きがいづくりと地域づくりをめざして」。

受講生以外の市民にも呼びかけた講演でしたが、急患の連絡があったら、たのふり話を聞くことはできず、残念でした。

2部は修了証授与式と懇談会。暖房が壊れていたこともあり懇談会はみな乃屋」に場所を移して行い講座の感想や、ふだん感じている地域の課題などを語り合

ります。シニアクラブ(精神障害者の親の会)といふことで懇談会をしました。活動の情報交換をする中で、向谷家の講演会を3月頃に一緒に開こうという話になりました。

飲み会の誘いで携帯が鳴ることも、ヘルパー講座の受講生が、みな乃屋に立ち寄り、新たな仕事おこしを実現させていきたいと思っ

ました。

受講生は、老人保健施設などで補助的な仕事についている人が多く、資格がとれたので直接介護にたずさわることができると、喜びの声を続きました。

しかし、それだけではなく、地域で暮らす、家で暮らせるようにするためにどうするか、という話も続きました。

「グループホームや施設に入居しているお年寄りは外出が難しい。週に1回でも買い物に連れて行けたら」という思いが語られ、買い物サービスのアイデアが出ました。

活動に参加する中で、吉田所長は地域の方々にはじわりと染みこんでいるようです。

「先頭に立って夕張に入られた菅野理事長が事故に遭われましたが、早期回復を願ひ、再び関わっていただくことを望んでいます。夕張再生への試行錯誤を続けていますが、さまざまな人とのつながりが生まれており、新たな仕事おこしを実現させていきたいと思っ

「先頭を表現に出さない吉田さんが、そのメールで語ってくれました。(本田真智子)

車の移動販売は客の顔を覚え、会話をすることが出来るので、見守りにもなるという意見も出ました。

「自宅まで自分で生活をしている高齢者を応援できれば、必ずしも介護の仕事につかなくてもいいのではないかと、話し相手にならうたり、生活に必要なことを教えてあげたり、そういうことが出来ればいいのでは」という意見が出たところで、懇談会は終了しました。

受講生はこれから1月1回くらい集まり、どのような仕事おこしが出来るとか話し合っていく予定です。